（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百五十九条の四の次に次の一条を加える。

（独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の一部改正）

第百五十九条の五　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項を削る。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第二十一条　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

附則第一条第六号を次のように改める。

六　削除

附則第六条第六項中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条第一項」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（審議会等の設置の特例）

第六条の二　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、同法の定めるところにより、原子力規制委員会に、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会を置く。

附則第十八条のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十八条に一項を加える改正規定、同法第二十九条に一項を加える改正規定及び同法第五十五条の二に一項を加える改正規定を削り、同法第六十五条第一項第一号の改正規定中「第十六条の三第三項（この下に「第二十八条第三項」を、「第十六条の五第三項（」の下に「第二十九条第三項、」を加え、」及び「」及び第五十一条の十第三項」を「、第五十一条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に」を削る。

（調整規定）

第二十二条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日前である場合には、附則第二十条のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第百五十九条の四の次に一条を加える改正規定中「附則第百五十九条の四」とあるのは「附則第百五十九条の三」と、「第百五十九条の五」とあるのは「第百五十九条の四」とする。

2　前項の場合において、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則第二条のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第百五十九条の三の次に一条を加える改正規定中「附則第百五十九条の三」とあるのは「附則第百五十九条の四」と、「第百五十九条の四」とあるのは「第百五十九条の五」とする。

第二十三条　施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十一条（同法附則第十八条の改正規定に限る。）の規定は適用せず、附則第十三条のうち次の表の上欄に掲げる核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条の五第三項及び第四項を削る改正規定	第十六条の五第三項及び第四項を削る。	第十六条の五第三項及び第四項を削る。 第二十八条第三項を削る。 第二十九条第三項を削る。
第五十一条の十第三項を削る改正規定	第五十一条の十第三項を削る。	第五十一条の十第三項を削る。 第五十五条の二第三項を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

政令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十五号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表一の項に次のように加える。

（五十二）	ふっ素系潤滑剤	別表四の項（十六）5を次のように改める。
5	特殊鋼であって、抑制赤煙硝酸又は硝酸に耐食性を有するもの	別表四の項（二十六）中「又はロケット」を「、ロケット」に、「風洞」を「空気力学試験装置」に改め、「用いた装置」の下に「又は風洞の部分品」を加え、同項に次のように加える。
（三十）	パイロ弁	

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三